



建 荷 協

み や ぎ

NO.79

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 特定自主検査の定着度..... | 1 |
| 11月特定自主検査協調月間に普及促進・広報活動を展開 | 2 |
| 特定自主検査研修会を開催 | 3 |
| 検査関連行政処分一覧 | 6 |
| 宮城労働局からのお知らせ | 7 |
| 支部からのお知らせ | 15 |
| 編集後記 | 15 |



公益社団法人 **建設荷役車両安全技術協会**
SAFETY ASSOCIATION OF CONSTRUCTION AND LOADING VEHICLES

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会宮城県支部

特定自主検査の定着度

令和5年(1月～12月)の宮城県における建設荷役車両の特定自主検査済標章の頒布枚数は、検査業者用29,239枚、事業内用19,669枚、計48,908枚であった。昨年より検査業者用が+710枚、事業内用が+62枚、計+772枚と検査業及び事業内共に増加となった。

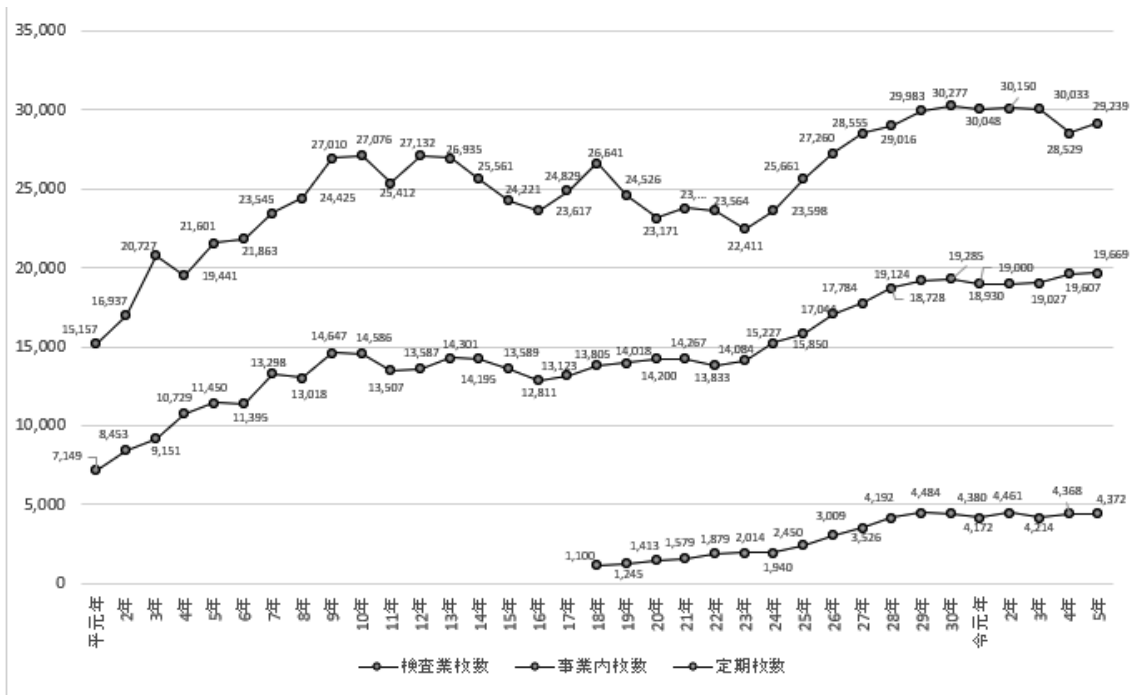
また、定期自主検査済標章の頒布枚数は+62枚増加し4,372枚であった。令和元年後検査業、事業内の合計が横這いしてきたがここに来て検査業・事業内共わずかであるが増加に転じた。また定期に於いても微増した。

令和4年度(令和4年4月～令和5年3月)の宮城県内の特定自主検査台数は、フォークリフト19,219台、不整地612台、車両系25,718台、高所作業車5,171台 計50,720台であった。

協会の巡回指導、各研修・教育等での促進もあり令和3年度比ではフォークリフト+942台、不整地+129台、整地等+3台、高所作業車+256台で前年比計+1,330台増加となり、各機種の検査台数が全て伸びました。

特定自主検査検査の定着は高い状態で推移しているが、協会での巡回指導、能力向上教育、実務研修等で更なる普及促進をし、労働災害防止に取り組んでいきます。

下のグラフは平成元年から令和5年までの特定自主検査標章頒布枚数の推移である。(暦年)



11月特定自主検査強調月間に普及促進・広報活動を展開

昨年11月、当建荷協が主催し、主務官庁である厚生労働省並びに経済産業省の後援及び中央労働災害防止協会をはじめ各労働災害防止団体の協賛による第39回「特定自主検査強調月間」が「**ゼロ災害の意識をもって特自検**」をスローガンに全国規模で展開され、当宮城県支部では、巡回指導、会員への依頼、それに各市区町村及び県出先機関の公共工事発注部署に特自検実施済み機械使用の依頼文を郵送するなどによる普及広報活動を行いました。本部において、11月1日付の日刊工業新聞、仙台建設新聞等に掲載広報されました。

支部につきましては、YouTubeを使って動画で11月の強調月間に各業種に特定自主検査の普及、促進の広報活動を行いました。

なお、今回は検査業検査事業所16社を対象に巡回指導を実施しました。

その内容を以下Ⅰ～Ⅱによりご紹介します。

Ⅰ 巡回指導

| 巡回指導 | | 巡回指導結果 | |
|---------|----------------------------------|--------|------|
| 1. 巡回地域 | 仙台市・富谷市・名取市・石巻市・宮城郡 ・気仙沼市・栗原市 | ● 適正 | 0 社 |
| 2. 巡回社数 | 16社 | | |
| 3. 期 間 | 11月9日～11月24日 | ● 指導 | 16 社 |
| 4. 指導員数 | 延べ13名 | | |

不適正16社への指導項目・件数は、下記の通り。

| | |
|-------------------------------|--------|
| 1. 能力向上教育、補講研修等の再教育に努めること。 | 16 件 |
| 2. 記録表の記載に誤り、洩れ無いよう的確に記入すること。 | 16 件 |
| 3. 有資格者が確認できるように色別する事 | 13 件 |
| 4. 検査台帳を適正に整理・保守管理すること。 | 9 件 |
| 5. 検査業登録証、検査資格者、検査料金表を掲示する事 | 8 件 |
| 6. 検査機器の適正使用並びに不備がないこと。 | 6 件 |
| 7. 業務規程で定めた検査料を徴収すること。 | 6 件 |
| 8. 有資格者名簿作成3年間保管すること | 4 件 |
| 9. 標章受払簿を適正に整理・保守管理すること。 | 3 件 |
| 10. 検査料金収納簿を適正に整理・保守管理すること。 | 3 件 |
| 11. 業務点検表に基づき定期に点検をおこなうこと。 | 3 件 |
| 12. 作業日報又は作業報告書保管のこと。 | 3 件 |
| 13. 特定自主検査記録表は正確に3年間保存すること。 | 2 件 |
| 14. 内部監査者及び検査機器管理者を選任実施すること | 1 件 |
| | 計 93 件 |

Ⅱ 特自検実施済み機械の使用指導依頼について

公共工事を発注する市区町村並びに県出先機関に対し、令和5年10月31日付で支部長名による指導依頼文49通を郵送しました。

特定自主検査各研修を開催

1. 実務研修

特定自主検査を正しく行うために、1. 特定自主検査と関係法令に関する知識、2検査及び検査機器に関する知識、3. 検査記録表の記入要領に関する知識の3項目の周知徹底を図ることを主目的とした研修会でその内容と受講された方を以下にご紹介します。

◎記録表作成(座学)(フォークリフト)

- 開催日 令和5年10月18日(水)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館

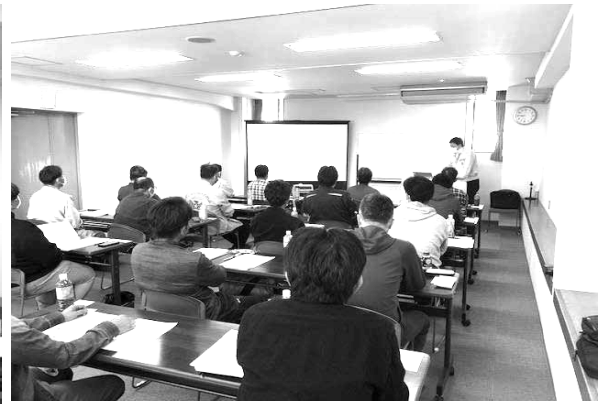
- 研修内容 特定自主検査と補修に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表作成演習

○ 保有資格と参加人員

- 特自検資格保有者(検査業) 13名
- 特自検資格保有者(事業内) 7名

- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(名)敬称略、受付順

| NO | 氏名 | 所 属 | NO | 氏名 | 所 属 |
|----|-------|---------------|----|-------|------------------|
| 1 | 菅原 光敏 | 有限会社東北工業 | 11 | 菊池 昭一 | 株式会社 東 配 |
| 2 | 高橋 政則 | 有限会社高橋建機工業 | 12 | 根子 尚邦 | 株式会社共和車輛 |
| 3 | 菅井 俊行 | 株式会社橋本建機 | 13 | 熊坂 茂久 | Sリフトサービス株式会社 |
| 4 | 管野 隆史 | ロジスネクスト東北株式会社 | 14 | 三浦 誠 | 和晃商事株式会社 |
| 5 | 菅原 優治 | 株式会社ヨシムラ | 15 | 阿部 幸博 | 和晃商事株式会社 |
| 6 | 若生 勇寿 | 株式会社アクティオ | 16 | 堀内 圭一 | 東日本リフトサービス株式会社 |
| 7 | 菊地 直也 | 株式会社アクティオ | 17 | 三浦 秋彦 | 東日本リフトサービス株式会社 |
| 8 | 佐藤 幹宏 | 株式会社アクティオ | 18 | 若生 聡 | トヨタL&F宮城株式会社 |
| 9 | 窪田 憲二 | 株式会社アクティオ | 19 | 浪岡 勝 | コマツカスタマーサポート株式会社 |
| 10 | 青柳 進 | 東北ドック鉄工株式会社 | 20 | 阿部 耕也 | コマツカスタマーサポート株式会社 |



- 講 師 平塚 拓也(ロジスネクスト東北(株))
- 講 師 相原 吉男(ロジスネクスト東北(株))

1. 実務研修

他資格による有資格者を主体に、特定自主検査者として必要な知識や技能要件を系統立てて勉強すること、及び記録表記入要領の一部変更に伴う正確な記録表の作成を目的として開催しました。

◎記録表作成(座学)(整地・運搬・積込・掘削等)

- 開催日 令和5年11月9日(水)
- 会 場 (一財)宮城県青年会館
- 研修内容 特定自主検査と補修に関する知識
検査及び検査機器に関する知識
災害事例及び関係法令
記録表作成演習
- 保有資格と参加人員
1級・2級建設機械整備技能士 34名
1級・2級建設機械施工管理技士 11名
特定自主検査資格保有者 4名
- 受講者(所属事業所)は次のとおり。(49名)敬称略、受付順

| NO | 氏名 | 所 属 | NO | 氏名 | 所 属 |
|----|--------|------------------|----|--------|------------------|
| 1 | 外山 裕二 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 26 | 稲荷田 大志 | 開盛機械工業株式会社 |
| 2 | 及川 哲 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 27 | 吉田 聡瑠 | 株式会社橋本建機 |
| 3 | 安倍 佳佑 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 28 | 佐藤 勝見 | 株式会社 荒谷土建 |
| 4 | 大友 貴志 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 29 | 若生 厚志 | 三洋テクニクス株式会社 |
| 5 | 高橋 充 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 30 | 伊藤 孝 | 宮城建設株式会社 |
| 6 | 大森 孝誠 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 31 | 後藤 和寿 | 宮城建設株式会社 |
| 7 | 高野 響 | コマツカスタマーサポート株式会社 | 32 | 牛澤 翔 | コベルコ建機日本株式会社 |
| 8 | 山田 祥 | 有限会社 高野橋機械 | 33 | 岩淵 蓮太 | 日本キャタピラー合同会社 |
| 9 | 篠原 和彦 | 株式会社佐々建サービス | 34 | 遠藤 雅治 | 日本キャタピラー合同会社 |
| 10 | 菅原 雅樹 | 有限会社東北工業 | 35 | 星 尚弥 | 日本キャタピラー合同会社 |
| 11 | 佐藤 哲也 | 登米建設株式会社 | 36 | 菅野 敬太 | 日本キャタピラー合同会社 |
| 12 | 渡邊 真吾 | 石川建設株式会社 | 37 | 林 健太郎 | 日本キャタピラー合同会社 |
| 13 | 菅原 貞春 | 伸栄工業株式会社 | 38 | 菊地 匡 | 小野リース株式会社 |
| 14 | 西條 智也 | 株式会社 只野建設 | 39 | 曾根 茂幸 | 株式会社 コウセイ |
| 15 | 菅 友人 | 有限会社 藤三建設 | 40 | 金野 千春 | 株式会社 コウセイ |
| 16 | 佐藤 高司 | 株式会社芝玄 | 41 | 高倉 裕文 | 株式会社 エステーター |
| 17 | 佐藤 哲哉 | 株式会社 野口重機 | 42 | 児玉 進武 | 有限会社 新栄建設 |
| 18 | 中鉢 昭夫 | 丸岩運輸建設株式会社 | 43 | 菅原 陸 | 西尾レントオール株式会社 |
| 19 | 佐々木 繁樹 | 株式会社 キナン | 44 | 鈴木 幸人 | 山崎建設株式会社 |
| 20 | 佐久間 貴志 | 迫川沿岸土地改良区 | 45 | 長根 学 | 山崎建設株式会社 |
| 21 | 伊藤 彬 | 住友建機販売株式会社 | 46 | 青柳 進 | 東北ドック鉄工株式会社 |
| 22 | 前原 裕司 | 宮城第一メタル株式会社 | 47 | 伊藤 大輔 | 株式会社カナモト |
| 23 | 高橋 章喜 | 株式会社 大伸建設 | 48 | 高橋 研吾 | 株式会社カナモト |
| 24 | 藤田 直樹 | ロジスネクスト東北株式会社 | 49 | 岩崎 翔太 | コマツカスタマーサポート株式会社 |
| 25 | 内藤 卓 | 株式会社クボタ建機ジャパン | | | |



○ 講 師 北條 仁之

2. 安全教育

クレーン機能付油圧ショベルの普及が目覚ましいことによる定期自主検査の普及を図ること、無資格者による定期自主点検の防止の観点から開催しました。

◎クレーン定期自主検査者安全教育

- 開催日 令和5年10月27日（金）
- 会 場 （一財）宮城県青年会館
- 受講者（所属事業所）は次のとおり。（36名）敬称略。受付順

| NO | 氏 名 | 所 属 | NO | 氏 名 | 所 属 |
|----|--------|---------------|----|--------|---------------|
| 1 | 前畑 好孝 | 株式会社 サクライ | 19 | 内藤 卓 | 株式会社クボタ建機ジャパン |
| 2 | 高野橋 克也 | 有限会社 高野橋機械 | 20 | 稲荷田 大志 | 開盛機械工業株式会社 |
| 3 | 篠原 和彦 | 株式会社佐々建サービス | 21 | 松野 一巧 | 株式会社レンタルのニッケン |
| 4 | 小野寺 敦 | 有限会社東北工業 | 22 | 大久 隆典 | 株式会社橋本建機 |
| 5 | 飯野 満 | 株式会社 松川土木 | 23 | 菅原 理生 | 三洋テクニクス株式会社 |
| 6 | 渡邊 真吾 | 石川建設株式会社 | 24 | 後藤 和寿 | 宮城建設株式会社 |
| 7 | 菅原 貞春 | 伸栄工業株式会社 | 25 | 堀西 一範 | 株式会社 堀西工業 |
| 8 | 西條 智也 | 株式会社 只野建設 | 26 | 長内 博美 | 株式会社 堀西工業 |
| 9 | 庄子 守 | 株式会社 ジャパンクリーン | 27 | 牛澤 翔 | コベルコ建機日本株式会社 |
| 10 | 小野寺 治 | 有限会社 相模産業 | 28 | 菊地 匡 | 小野リース株式会社 |
| 11 | 佐藤 英明 | 船山建設株式会社 | 29 | 滝田 博也 | 山中産業株式会社 |
| 12 | 菅 友人 | 有限会社 藤三建設 | 30 | 高橋 信裕 | 草刈建設株式会社 |
| 13 | 高橋 孝純 | 東亜リース株式会社 | 31 | 児玉 進武 | 有限会社 新栄建設 |
| 14 | 及川 正人 | 有限会社 久光組 | 32 | 佐賀 明弘 | 株式会社ワキタ |
| 15 | 佐藤 健一郎 | 野口建設株式会社 | 33 | 土居 菜寛 | 株式会社ワキタ |
| 16 | 中鉢 昭夫 | 丸岩運輸建設株式会社 | 34 | 鈴木 幸人 | 山崎建設株式会社 |
| 17 | 佐藤 裕之 | 株式会社キョウユウ建設 | 35 | 長根 学 | 山崎建設株式会社 |
| 18 | 邊見 正一 | 有限会社 丸正産業 | 36 | 浅野 健太 | 旭重車輛株式会社 |



- 講 師 北條 仁之

検査関連行政処分一覧

1. 無資格者による検査関連の行政処分

令和6年3月1日現在

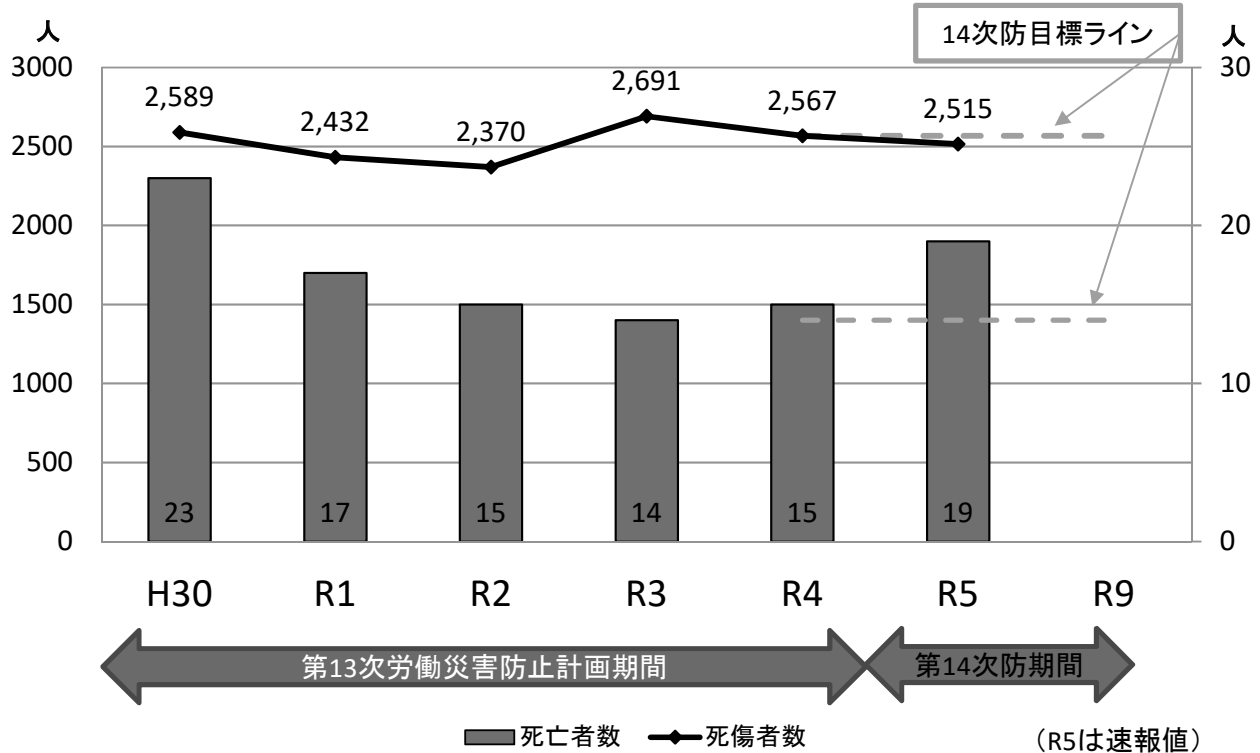
| 平成 年別 | 処分 年月 | 不正の内容等 | 登録 局等 | 処分等の内容 | |
|----------------|----------|---|----------|---|--------------------------------------|
| H31 / R1 | H31.2.12 | 検査業者として他人の求めに応じて行った、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）に係る特定自主検査において、労働安全衛生法第54条の4の規定に違反し、同検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。 | 鹿児島 | 業務停止6ヶ月 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 |
| | R1.12.27 | 平成31年3月14日、令和元年7月5日及び同月23日の3日において実施した計6台の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用・掘削用及び解体用）の特定自主検査について、検査資格を有する者以外の者に実施させたこと。 | 岐阜 | 業務停止6ヶ月 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 |
| R2 | R2.3.19 | 労働安全衛生法第45条第2項に規定する検査業者として他人の求めに応じて行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）に係る法第45条第2項に規定する特定自主検査について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたことが、当該検査業者からの報告により明らかになったもの。 | 大臣 | 業務停止6ヶ月 検査業者として他人の求めに応じて行う特定自主検査の業務の一部（1支店における特定自主検査の業務）を、6月の期間停止すること。 | 労働安全衛生法第54条の4 |
| R2 | R2.12.1 | 他人の求めに応じて、平成31年1月から令和元年12月までの間に28台、令和2年1月から8月までの間に10台のフォークリフトに係る特定自主検査を行うにあたり、厚生労働省令で定める資格を有しない者にこれを実施させたこと。 | 熊本 | フォークリフトに係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 |
| R3 | R3.12.1 | 法第45条第2項に規定する検査業者（以下「検査業者」という。）として他人の求めに応じて令和2年4月22日から令和3年4月6日までの間に行った労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「施行令」という。）第13条第3項第9号に掲げる建設機械（施行令別表第7第4号 締固め用機械。以下「建設機械」という。）延べ8台に係る法第45条第2項の規定する特定自主検査（以下「特定自主検査」という。）について、法第54条の4の規定に違反し、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを実施させたこと。 | 石川 | 締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和3年12月1日～令和4年5月31日 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 |
| R4 | R4.1.1 | 処分の原因となった事実の概要について、行政による発表なし | 栃木 | 締固め用に係る特定自主検査業務停止処分 6ヶ月 令和4年1月1日～令和4年6月30日 | 根拠となる法令条項の発表なし |
| R4 | R4.9.21 | 平成25年8月1日から令和3年9月21日までの間、10台のフォークリフトに関する特定自主検査について、特定自主検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたもの。 | 東京 | 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）および車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和4年9月22日～令和5年3月21日 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 |
| R4 | R4.12.26 | 令和3年5月21日に検査業者として他人の求めに応じて行ったフォークリフトに係る特定自主検査について、検査者資格を有しない者にこれを行わせたこと | 大分 | フォークリフト、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用、掘削用及び解体用）、車両系建設機械（基礎工事用）、車両系建設機械（締固め用）に係る特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年1月1日～令和5年6月30日 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項 |
| R5 | R5.8.3 | 令和3年11月12日及び令和4年9月28日に特定自主検査をした2台の車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）について、検査を行う資格を有しない者にこれを行わせたこと。 | 大坂 | 特定自主検査業務停止処分6ヶ月 令和5年8月1日～令和6年1月31日 | 労働安全衛生法第54条の4 労働安全衛生法第54条の6第2項 |
| R6 | R6.2.26 | (1)労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を実施したことで、令和4年9月に業務停止6か月の処分を受けた。(2)令和5年9月に、労働局長の登録無しで、かつ、検査員資格を有しない者がフォークリフトの特定自主検査を再度実施した。 | 東京 | 検査業者の登録取消し | 労働安全衛生法第54条の6第2項第2号 |

宮城労働局からのお知らせ

健康安全課

第14次労働災害防止計画期間中の労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症を除く



宮城県内の主要業種別死傷者数

令和6年2月末速報値

| 休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数) | 令和5年 | | 令和4年同期 | | 令和5年と令和4年の比較 | | |
|-----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|--------|
| | 人数 | (死亡者数) | 人数 | (死亡者数) | 増減数 | (増減) | 増減% |
| 全産業 | 2,515人 | (19人) | 2,534人 | (15人) | -19人 | (4人) | -0.7% |
| 製造業 | 404人 | (4人) | 436人 | (4人) | -32人 | (0人) | -7.3% |
| 建設業 | 296人 | (4人) | 303人 | (5人) | -7人 | (-1人) | -2.3% |
| 陸上貨物運送事業 | 325人 | (1人) | 334人 | (2人) | -9人 | (-1人) | -2.7% |
| 林業 | 31人 | (1人) | 24人 | (0人) | 7人 | (1人) | 29.2% |
| 第三次産業 | 1,326人 | (6人) | 1,322人 | (2人) | 4人 | (4人) | 0.3% |
| 商業 | 437人 | (3人) | 494人 | (0人) | -57人 | (3人) | -11.5% |
| 小売業 | 321人 | (1人) | 356人 | (0人) | -35人 | (1人) | -9.8% |
| 社会福祉施設 | 258人 | (0人) | 226人 | (0人) | 32人 | (0人) | 14.2% |
| 上記以外の業種の合計 | 133人 | (3人) | 115人 | (2人) | 18人 | (1人) | 15.7% |

宮城県内の監督署別死傷者数

令和6年2月末速報値

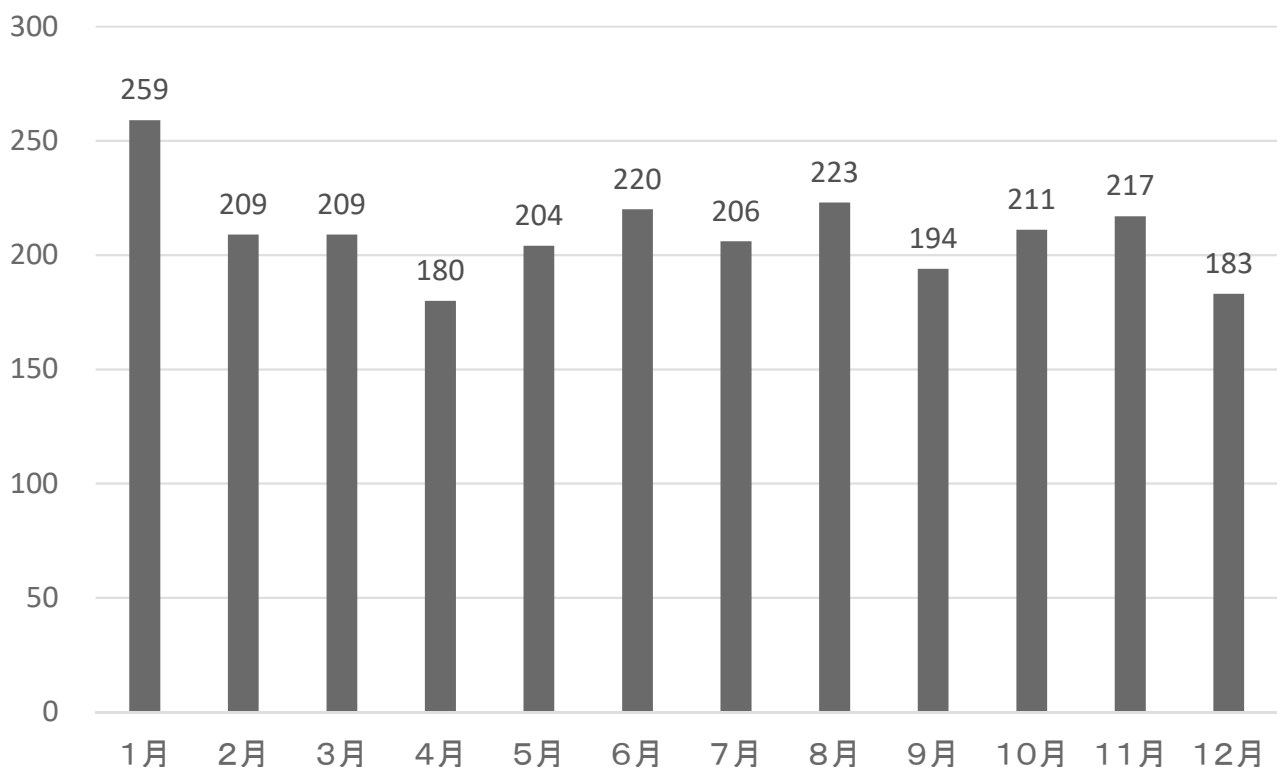
| | 令和5年 | 令和4年同期 | 令和5年と令和4年との比較 | |
|-----------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|
| | | | 増減数 | 増減% |
| 休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数) | 2,515人 (19人) | 2,534人 (15人) | -19人 | -0.7% |
| 仙台署 | 1,507人 (7人) | 1,506人 (5人) | 1人 | 0.1% |
| 石巻署 | 348人 (7人) | 345人 (2人) | 3人 | 0.9% |
| 古川署 | 296人 (3人) | 309人 (1人) | -13人 | -4.2% |
| 大河原署 | 183人 (2人) | 179人 (3人) | 4人 | 2.2% |
| 瀬峰署 | 181人 (0人) | 195人 (4人) | -14人 | -7.2% |

○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)

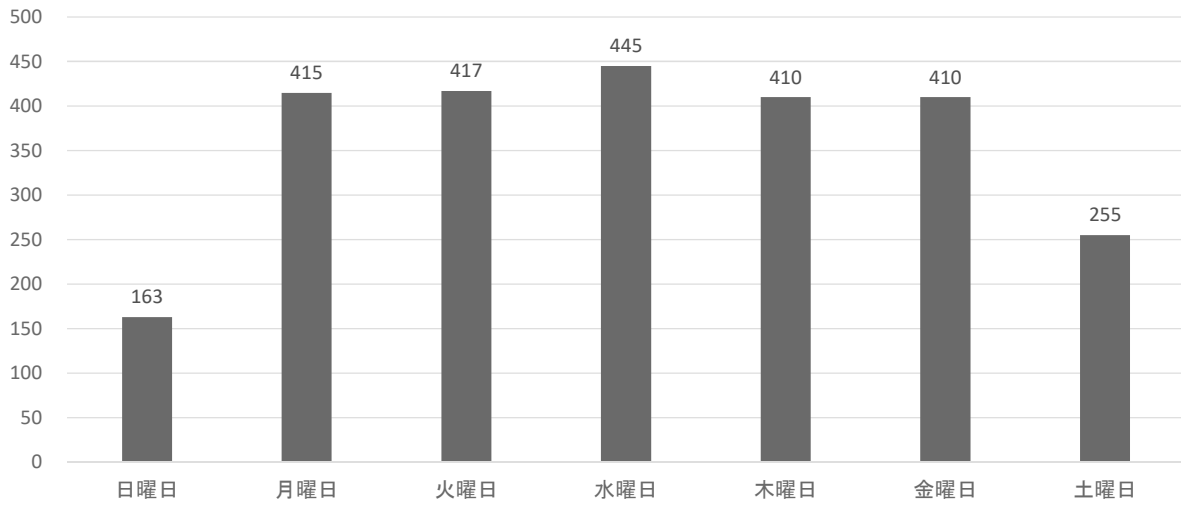
| 発生年 | 令和4年 | 令和3年 | 増減% |
|-----------------------------|--------|--------|-------|
| 休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数) | 2,567人 | 2,691人 | -4.6% |

令和5年の労働災害発生状況

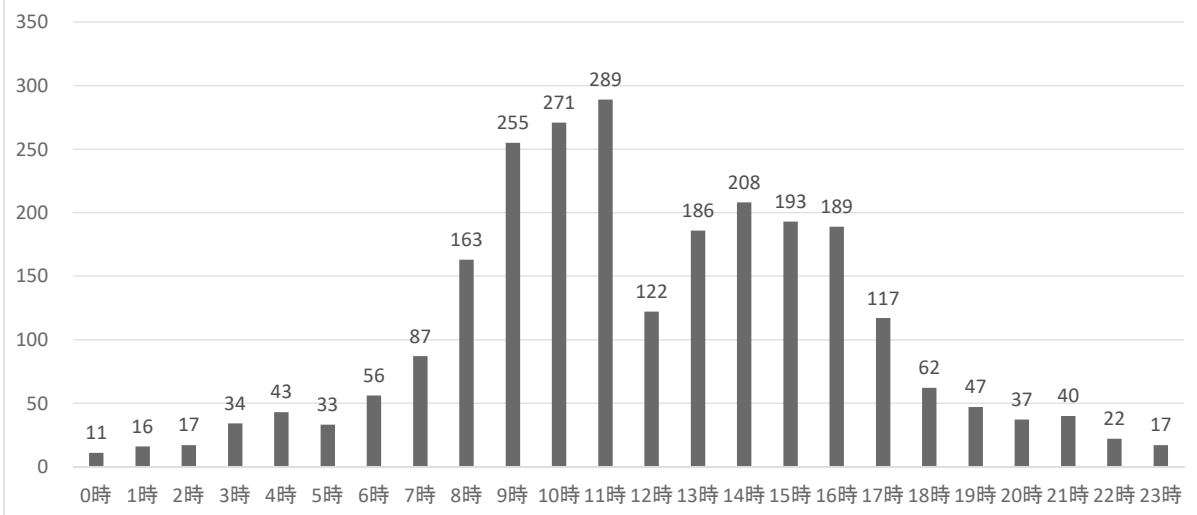
1.月別労働災害発生状況



2.曜日別労働災害発生状況



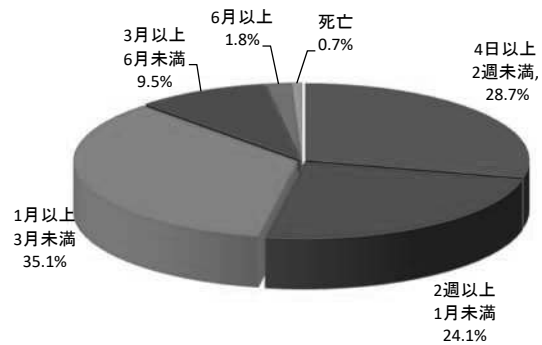
3.時間帯別労働災害発生状況



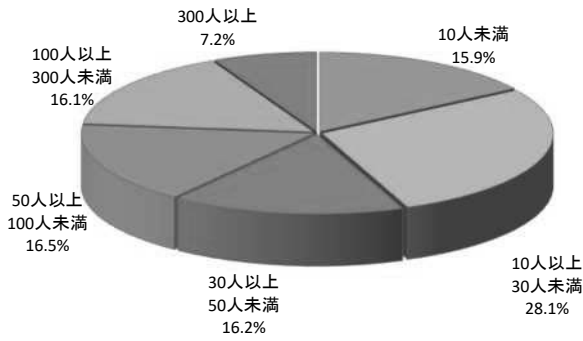
4.男女別労働災害発生状況



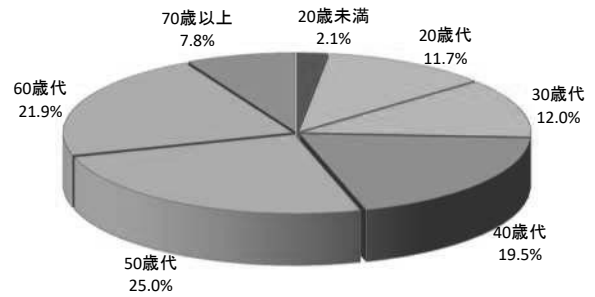
5.被災程度別労働災害発生状況



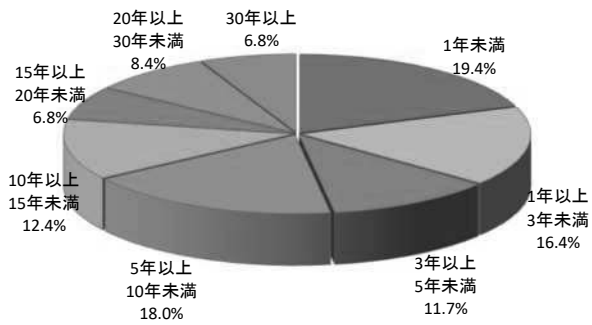
6.事業場規模別労働災害発生状況



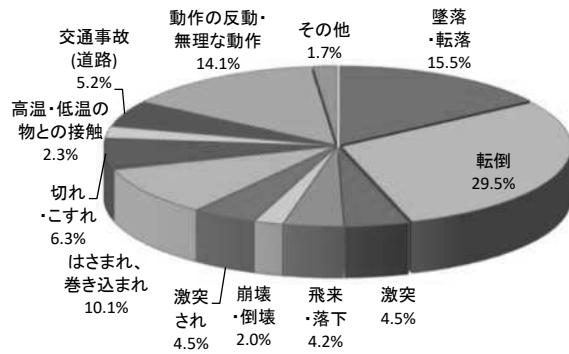
7.年齢別労働災害発生状況



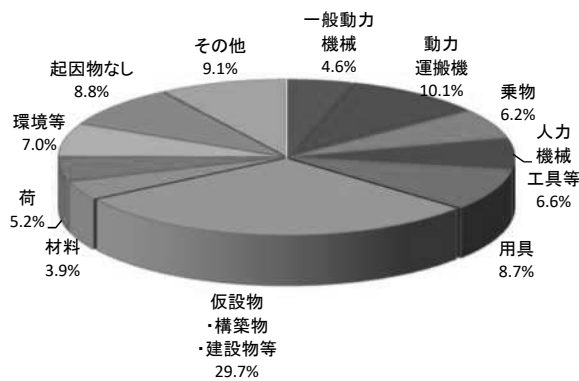
8.経験年数別労働災害発生状況



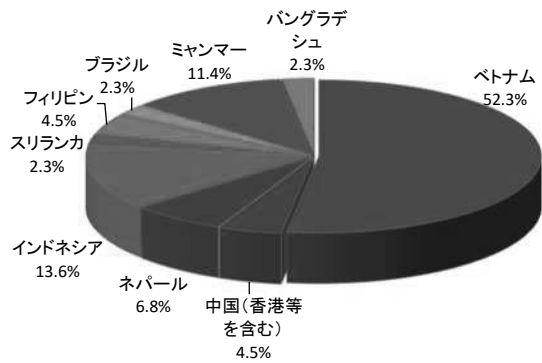
9.事故の型別労働災害発生状況



10.起因物別労働災害発生状況



11.外国人労働者国別発生状況



令和5年 宮城県内における死亡災害の概要

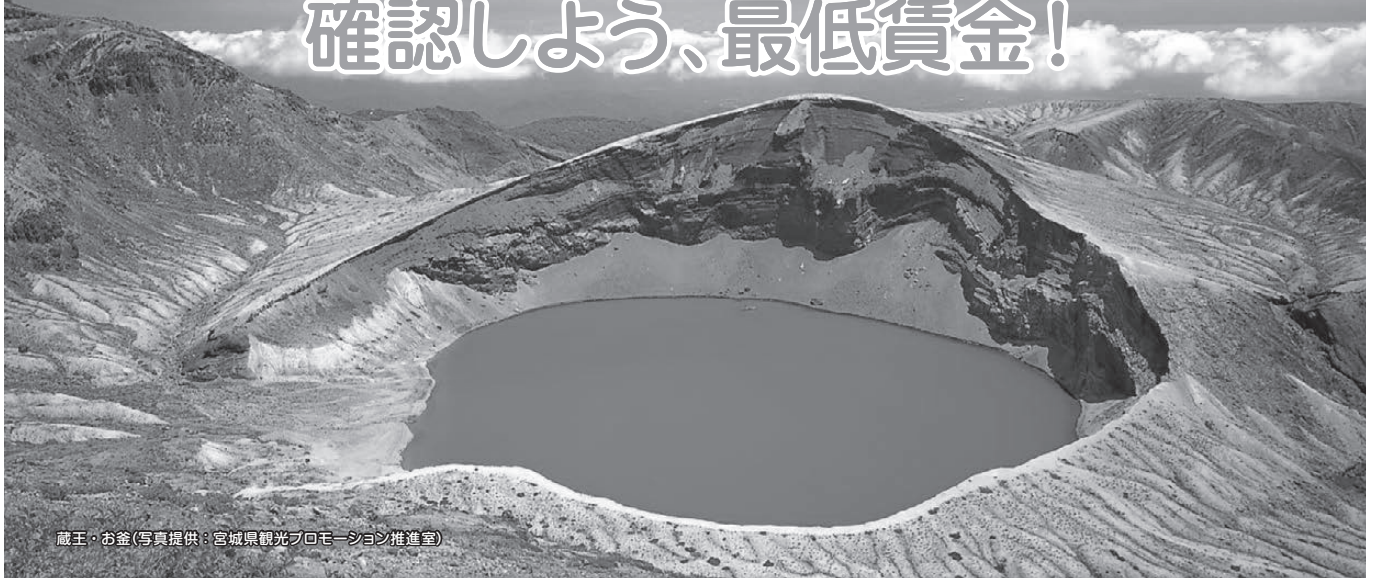
令和6年2月末速報

| | 業種 | 労働者数 | 事故の型 | 発生状況 |
|----|----------------------|----------|----------------|---|
| | 発生月 | 時間帯 | 起因物 | |
| 1 | 機械器具設置工事業 (3.3.2) | 1~10人 | はさまれ、 巻き込まれ | 勤務終了後事業場敷地内の構内道路を駐車場に向かって歩いていたら、交差点を横断中に左折してきたダンプトラックに轢かれたもの。 |
| | 1月 | 16時台 | トラック | |
| 2 | その他の卸売業 (8.1.9) | 1~10人 | はさまれ、 巻き込まれ | 2トンダンプトラックで牡蠣殻の運搬作業中、ダンプトラックを降車後に逸走したダンプトラックに轢かれたもの。 |
| | 1月 | 14時台 | トラック | |
| 3 | 金属製品製造業 (1.12.3) | 10~49人 | 分類不能 | 作業場で金属製の架台の組立作業に従事していた。作業の様子を見に行ったら、作業場内で頭部から出血し仰向けで倒れている被災者を発見したものの。 |
| | 1月 | 6時台 | 分類不能 | |
| 4 | その他の建設業 (3.3.9) | 50~100人 | 交通事故 (道路) | 移動式クレーンを回送するため、国道を走行中に病気をよる意識障害を起こし、車両ごと道路脇の用水路に転落した。この際運転席に大量の泥が流入したことにより窒息したものの。 |
| | 3月 | 15時台 | 移動式 クレーン | |
| 5 | その他の建築工事 (3.2.9) | 10~49人 | 墜落、転落 | 事業場資材置場に資材の雨よけ小屋を設置する作業中、移動式クレーンで木製パレットとワイヤモックを組み合わせた搭乗設備で被災者を吊り上げ、アーク溶接しようとしたところ、バランスを崩して地面に墜落したものの。 |
| | 3月 | 16時台 | 移動式 クレーン | |
| 6 | 木造家屋建築工事業 (3.2.2) | 10人未満 | 墜落、転落 | 木造平屋の倉庫新築工事にて、コーキング作業の準備作業中、養生テープを貼るため足場から地面に降りようとしたところ、バランスを崩して、コンクリート面に墜落したものの。 |
| | 3月 | 9時台 | 足場 | |
| 7 | 造船業 (1.15.1) | 100~299人 | 墜落、転落 | 船へ荷物を運搬する作業中、岸壁と船にかけてあるタラップから足を踏み外し、海に転落したものの。 |
| | 4月 | 10時台 | 階段、棧橋 | |
| 8 | 合板製造業 (1-4-2) | 100~299人 | はさまれ、 巻き込まれ | 製造ラインにて、機械加工された材料をリフターと呼ばれる装置に積み上げる工程で、一定量重なった材料を送り出す装置付近で頭部から出血し倒れていたものの。 |
| | 4月 | 5時台 | 動力運搬機 | |
| 9 | 採石業 (2-2-1) | 10人未満 | 転倒 | ドラグ・ショベルで石をダンプトラックに積み込み後、アームを上げたまま緩い傾斜を登っていたところ後方に横転し、上下が逆になった運転席から落下しキャビンに激突した。負傷して入院していたが、半年後に死亡したものの。 |
| | 4月 | 15時台 | 建設機械等 | |
| 10 | 派遣業 (17-1-1) | 50~99人 | 交通事故 (道路) | 大型バスに乗り合い派遣先に向かうため高速道路を走行中に車両のトラブルにより停車していたところ、後方からトラックが追突したものの。 |
| | 5月 | 20時台 | トラック | |
| 11 | 派遣業 (17-1-1) | 50~99人 | 交通事故 (道路) | 大型バスに乗り合い派遣先に向かうため高速道路を走行中に車両のトラブルにより停車していたところ、後方からトラックが追突したものの。 |
| | 5月 | 20時台 | トラック | |
| 12 | 旅館業 (14-1-1) | 10~49人 | 墜落、転落 | 8階建てビルの屋上にて設備清掃を行っていたところ、5階屋上に墜落したものの。 |
| | 7月 | 9時台 | 建築物 構築物等 | |
| 13 | 林業 (6-2-1) | 10人未満 | 激突され | 伐木作業にて、チェーンソーで立木Aを伐倒した際に絡んでいたついで立木Bが引っ張られ、倒れてきた立木Bの下敷きになったものの。 |
| | 7月 | 15時台 | 立木等 | |
| 14 | 小売業 (8-2-9) | 10人未満 | 高温・低温物 との接触 | リサイクル品の回収作業を行った後、作業場に戻り、2回目の休憩を作業場敷地内の日陰となる休憩場所に向かい休憩をとっていたが、休憩時間が過ぎても戻ってこなかったため、様子を見に行ったら倒れていた被災者を発見したものの。 |
| | 7月 | 10時台 | 高温・低温 環境 | |
| 15 | 砂利採取業 (2-2-2) | 10~49人 | はさまれ、 巻き込まれ | 被災者と同僚の2名で機械（回転式のふるい）の網の交換作業を終了し2名とも現場を離れた。その後被災者が再び機械に戻り機械内で作業していたことに気づかず同僚が同機械の電源を入れたため、機械に巻き込まれたものの。 |
| | 8月 | 16時台 | 動力機械 | |

| | 業種 | 労働者数 | 事故の型 | 発生状況 |
|----|-------------------------------|----------|----------------|--|
| | 発生日 | 時間帯 | 起因物 | |
| 16 | 道路貨物運送業 (4.3.1) | 50～100人 | 墜落、転落 | 荷主事業場内駐車場にて、4 t ウイング車から荷の入ったロールボックスパレット3台の荷下ろし準備作業に従事していた被災者が、荷台後方からロールボックスパレットと共に転落し、下敷きになったもの。 |
| | 8月 | 10時台 | トラック | |
| 17 | 港湾荷役業 (5.2.2) | 100～299人 | はさまれ、 巻き込まれ | 貨物船倉内でバラ荷の集積作業において、ブルドーザーを操縦して山になったバラ荷を山を超えた際、操縦席から振り落とされ、ブルドーザーに轢かれた。 |
| | 9月 | 14時台 | 建設機械等 | |
| 18 | その他の商業 (8-4-9) | 10人未満 | 交通事故 (道路) | 敷鉄板を小型移動式クレーン付き10トントラックに積み込み、事業場に戻る際に対向車と衝突し、約5mのがげ下に墜落したもの。 |
| | 10月 | 11時台 | トラック | |
| 19 | その他の電気機械器具製 造業 (1-14-9) | 10～49人 | 墜落、転落 | 建屋の換気扇移設作業の調査のため、被災者が階段を介して屋根上に登り、換気扇設置箇所へ向かっていたところ、屋根上のスレートを踏み抜き、約6m墜落した。 |
| | 10月 | 14時台 | 仮設物 構築物等 | |

宮城県の最低賃金

確認しよう、最低賃金!



蔵王・お釜(写真提供:宮城県観光プロモーション推進室)

| 適用される最低賃金 | 時 間 額 | 効力発生日 |
|---|----------------|----------------|
| 宮 城 県 最 低 賃 金 | 923 円 | 令和5年 10月1日 |
| 鉄 鋼 業 | 1,003 円 | |
| 電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 959 円 | 令和5年 12月15日 |
| 自動車小売業 | 986 円 | |

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel.022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

人材開発支援助成金

(人への投資促進コース)

「人への投資」を加速化するため国民の方からのご提案を形にした訓練コースです。情報技術分野認定実習併用職業訓練、定額制訓練、自発的職業能力開発訓練等5つの訓練が用意されています。

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8844

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金センター
Tel 022-299-8063

厚生労働省

宮城労働局



宮城労働局HP

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

| 宮城県特定最低賃金 | 適用される業種・産業分類 (※日本標準産業分類による業種コード) | 適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。) |
|-----------------------------------|---|--|
| 鉄鋼業 | 鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) ※E22 鉄鋼業 但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 |
| 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 | 電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) ※E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ※E29 電気機械器具製造業 ※E30 情報通信機械器具製造業 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません。 |
| 自動車小売業 | 自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) ※I5911 自動車(新車)小売業 ※I5912 中古自動車小売業 ※I5913 自動車部品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用 | (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者 |

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。)に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金(時間額923円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給161,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給161,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

≒928.84円≧923円(宮城県最低賃金)

宮城県最低賃金クリア!

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署 Tel.022-299-9072

大河原労働基準監督署 Tel.0224-53-2154

石巻労働基準監督署 Tel.0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 Tel.0228-38-3131

古川労働基準監督署 Tel.0229-22-2112

支部からのお知らせ

令和 6 年度研修計画

令和 5 年度の研修は、会員各位のご起用力により計画以上の実績を以って終了致しました。厚く御礼申し上げます。令和 6 年度の研修計画は下記の通り開催予定です。引き続きご協力の程よろしくお願い申し上げます。開催についてのご案内は、実施 2 ヶ月前位を予定しています。

1. 令和 6 年度研修実施計画

| 研修会名 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|----------|----|----|-------|-------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 資格取得研修 | | | | | | | | | | | | |
| 車両系(整地等) | | | 13-15 | | | | | | | | | |
| フォークリフト | | | | 4-6 | | | | | | | | |
| 高所作業車 | | | | 24-26 | | | | | | | | |
| 能力向上教育 | | | | | | | | | | | | |
| 車両系(整地等) | 26 | | | | | | | | | | | |
| 高所作業車 | | | | | 23 | | | | | | | |
| フォークリフト | | | | | | 13 | | | | | | |
| 実務研修 | | | | | | | | | | | | |
| 車両系(整地等) | | | | | | | | 9 | | | | |
| フォークリフト | | | | | | | 18 | | | | | |
| 安全教育 | | | | | | | | | | | | |
| 建機付属クレーン | | | | | | | 29 | | | | | |
| ショベルローダー | | | | | | | | | | | | |

2. 会員動向(令和 5 年 10 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)

入会 2 社 株式会社佐々建サービス
株式会社 ACE・エンジニアリング

退会 0 社

現会員数 101 社

編 集 後 記

暖かい正月でしたが元日早々能登半島地震、日航機衝突事故など波乱を含む新年明けとなり、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますと共に、被災地の皆さまの一日も早い復旧をお祈り申し上げます。東日本大震災発生からはや 13 年、自然災害に対して常日頃からの危機管理、そして準備しておくことが大切と感じているところです。最悪の事態を想定しながら被災を最小限に食い止め、更に二次災害を防ぎ早期に事業を再開する為の方法を構築する。その為にも防災の事業計画を作成し訓練をすることが重要です。

長年改訂されていなかった各定期自主検査指針が昨年 3 月改正、今年 4 月からは 34 機種の記録表が新指針に沿った新たな記録表となり頒布する事になりました。皆様には研修等を通じ記入要領を説明していきます。



発行所 仙台市宮城野区五輪1-6-9

五輪黄葉ビル

公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会

宮 城 県 支 部

電 話 022-298-2150